

三河港コンテナターミナル大口集荷促進奨励金

三河港において年間1,000TEUを超えかつ前年度の貨物量を上回るコンテナ貨物の輸出入を行った企業に対し奨励金を交付します。

平成30年度以降も継続

最大1,000万円の奨励金！

《奨励制度の概要》

○奨励の対象となる条件

次の要件を満たす企業（ただし船荷証券(B/L) 1件が1コンテナに満たない小口混載貨物は除く）

- ① 国内に事業所を有している企業
- ② 新たに奨励金の対象となる事業を開始した企業にあっては、当該事業年度の三河港発着のコンテナ船を利用しての年間輸出入貨物数が1,000TEUを超える企業
- ③ 前年度から引き続き奨励金の対象となる事業を実施している企業にあっては、当該事業年度の対象貨物数が1,000TEUを超え、かつ、その前年度の対象貨物数と比較して増加した企業
- ④ 利用運送業者でない企業
- ⑤ 暴力団関係団体等でない企業

○奨励金の額

- ・ 前年度のコンテナ貨物量を超えた分につき、1TEUあたり1,000円
- ・ 一年度間における同一対象企業への交付上限金額は1,000万円

○対象期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

○実施主体

三河港コンテナターミナル株式会社



【お問合せ先】 三河港コンテナターミナル株式会社
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-3988 FAX:0532-34-3980 E-mail:mctc-toyohashi@juno.ocn.ne.jp